　　　毛呂山町タウンミーティング実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町民の町政に対する理解を深め、町民との協働によるまちづくりを推進するために、町長自らが町内の地域に出向き、町長と町民がまちづくりに関する意見交換をするための対話集会（以下「タウンミーティング」という。）の実施及び運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　タウンミーティングに参加する者（以下「参加者」という。）は、町内に在住、在勤又は在学する者とする。

（開催等）

第３条　タウンミーティングは、行政区からの申込又は町から行政区への依頼により実施する。但し、行政区でない場合であっても、１０名以上の参加者が見込まれる場合については、代表者を定めてタウンミーティングを開催することができる。

２　タウンミーティングの開催を希望する者（以下「申込者」という。）は、原則として開催日の１か月前までにタウンミーティング申込書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

３　町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、内容、日時等を調整のうえ、実施の可否を決定し、決定通知書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。

４　町長は、タウンミーティングの実施を決定する場合において、必要と認めるときは、申込者に条件を付することができる。

５　タウンミーティングの開催時間は、午前９時から午後９時までのうち９０分以内とし、開催場所は町内とする。

６　タウンミーティングの開催に係る施設の使用及び運営については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

（実施の制限）

第４条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、タウンミーティングの開催を取り消し、又は中止するものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(3) 第３条に規定する要件が満たされていないとき。

（公開）

第５条　個人情報以外のタウンミーティングの概要や要旨については、必要に応じて町民に公開するものとする。

（庶務）

第６条　タウンミーティングの庶務は、秘書広報課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年５月１日から施行する。